

# 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度（案）について

## 1 目的

一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、パートナーシップ及びファミリーシップ制度を創設する。

## 2 概要

一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度です。また、お二人のどちらか一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

証明書等の交付により、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出されたお二人が、人生のパートナーや大切な人とともに、家族として暮らすことができるよう、この制度を通じてお互いの人権を尊重し、多様性を認め合うことを期待するものです。

## 3 対象

### ◎パートナーシップ

届出をされるお二人が、以下のいずれにも該当する必要があります。

- 1 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること
- 2 市内に住所を有していること  
または、届出日後3月以内に朝霞市に転入を予定していること
- 3 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう）ではないこと  
ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く
- 4 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がいないこと
- 5 届出する方以外とパートナーシップ関係がないこと

### ◎ファミリーシップ

パートナーシップの届出をした方で、一方もしくは双方と生計を同じくしている子どもや親等。

## 4 届出の方法

届出書に必要書類を添えて市長に提出します。

- ・ 必要書類はお二人の①住民票の写し②戸籍全部事項証明など
- ・ 市は本人確認を行います。
- ・ 通称を併記することができます。

## 5 交付する書類

届出書類を確認後、「届出受領証明書」及び「届出受領証明カード」に届出書の写しを添えて交付します。

## 6 受領証明書等の再交付

紛失等により受領証明書等の再交付を希望する場合は、申請書を市長へ提出することにより、再交付します。

## 7 届出内容の変更

届出の内容に変更が生じた場合は、変更届を市長に提出します。

## 8 受領証明書等の返還

パートナーシップの解消などが生じた時は、受領証明書等を市長に返還します。

## 9 届出の無効

届出の内容に虚偽があった場合は、届出は無効とします。

## 10 周知

市長は、届出の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めます。

## 11 導入時期

令和5年4月1日

## 12 その他

当事者の住所移動に伴う制度に係る手続きの負担軽減を図るため、和光市、新座市、志木市等との自治体間連携に関する協定の締結に向けた協議を図ります。